千葉県の 最低賃金



最低賃金制度のマスコット　チェックマん

◆千葉県最低賃金◆

令和８年 10 月１日から

時間額 1,195 円

- 千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。
- ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金と千葉県最低賃金のいずれか高い方が適用されます。

◆特定最低賃金◆

鉄　　鋼　　業	**時間額** **1,265円**	**令和８年** **12 月 25 日から**	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）１８歳未満又は６５歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	**時間額** **1,224円**	**令和８年** **12 月 25 日から**	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を用いて行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務

最低賃金額との比較に当たって、次の①～⑥の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② １か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
⑤ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当



賃金の引上げ支援策としてキャリアアップ助成金などの「賃上げ」支援助成金パッケージをご活用ください。

キャリアップ助成金

「千葉働き方改革推進支援センター」では、労働関係助成金の活用や労務管理等の相談に総合的に対応する支援を行っていますので、ご利用ください。
（照会先：千葉働き方改革推進支援センター　☎ ０１２０-１７４-８６４



「賃上げ」支援助成金パッケージ

【お問い合わせ】　最低賃金の詳しい内容については
千葉労働局賃金室 ☎ ０４３-２２１-２３２８ または最寄りの労働基準監督署へ